

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会

(所在地) 島根県鹿足郡吉賀町六日市580番地4

(取組期間) 令和8年7月1日 ～ 令和11年3月31日 (3年以内)



事業所名（サービス種別）

特別養護老人ホームとびのこ苑（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所）、特別養護老人ホームみろく苑（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所）、グループホームあさくら（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護）、六日市デイサービスセンター（通所介護）、柿木村デイサービスセンター（地域密着型通所介護）、吉賀町ホームヘルパーステーション（訪問介護、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護）、吉賀町地域包括支援センター（計画相談支援、障害児相談支援）、就労継続支援事業所アスノワ（就労継続支援B型）、吉賀町ケアマネセンター（居宅介護支援）、吉賀町訪問看護ステーション（訪問看護）

宣言内容（100字以内）

地域福祉の向上に寄与し、職員がいきいきと介護・福祉人材として活躍できるよう、人材の確保・育成に取り組む事を宣言いたします。

職場のアピールポイント

- ・人事評価制度を導入し、上司との面談を通じて、職員のキャリアアップを図っております。
- ・福祉・医療系の資格取得者に対して、報奨金制度を設け、専門性の高い人材の確保に努めております。
- ・介護職員初任者研修を実施し、介護ができる人材の育成を行っております。
- ・福祉教育を推進しており、小・中・高生向けの福祉体験を実施しております。
- ・行事や採用関係について、ホームページで広く発信しております。<https://yoshika-shakyo.jp/> 詳細はこちら



「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	☑
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	☑
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等に合わせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	☑
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 （看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入）	☑
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 （住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等）	☑
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	☑
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	☑
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 （ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載）	☑
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 （外部研修への参加、法人内研修の実施等）	☑
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	☑

誓約事項

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不实記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。